

令和元年第11回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和元年11月15日(金) 午後2時00分
- 2 場 所 勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|--------|-----|-------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 倉増 知 | 2番 | 宮崎 春夫 | 3番 | 俵 薫 |
| 4番 | 伊藤 新司 | 5番 | 安部 好恵 | 6番 | 岸 英法 |
| 7番 | 村上 浩一 | 10番 | 伊藤 美和子 | 11番 | 萬代 泰生 |
| 12番 | 井町 哲 | 13番 | 武藤 康志 | 14番 | 縄田 善博 |
| 16番 | 伊藤 太一 | 17番 | 馬屋原 眞一 | 18番 | 桑原 正彦 |
| 19番 | 山本 正二 | | | | |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 阿野 秀文 | 岩山 澄男 | 大石 洋典 |
| 佐藤 和美 | 瀧山 勝弘 | 山縣 正明 |
- 5 欠席農業委員
- | | |
|-----------|-----------|
| 8番 石田 健治郎 | 15番 安富 法明 |
|-----------|-----------|
- 6 欠席推進委員
- 7 事務局
- | | | |
|------------|----------|----------|
| 事務局長 安永 一男 | 主幹 中村 正寿 | 主事 小幡 和希 |
|------------|----------|----------|

事務局	午後2時00分開会
議長	<p>互礼。</p> <p>只今から令和元年第11回総会を開会いたします。本日の出席委員は18名中、16名で、定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。本日の欠席委員は、8番 石田委員、15番 安富委員、でございます。それでは美祢市農業委員会議規則第16条第2項の規定により議事録署名委員を議長の方より指名させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）ありがとうございます。それでは指名をいたします。12番、井町委員。16番、伊藤委員。よろしくお願いたします。昨日、宇佐市の方より美祢市の方へ視察がございまして、それなりに宇佐市と色々な農業委員会の中での問題等についても協議と言いますか、討論を行いました。また、機会がありましたら色々な所でその時の話も出して行きたいというふうに思っています。宇佐神宮があります宇佐市なんですが、農地面積につきましては美祢市の倍、法人も多いんですが、認定農業者については美祢市の10倍くらいと、全く規模が違います。そうでありながら、いろんな面で美祢市のやっている事例も参考になったところもあったと思いますが、逆にどのような事をやっているのかということを知りたいと、勉強したいとやって来られたんですが、全く美祢市がやっていないというところもございました。その辺も含めてまた何かの機会に話していきたいなと思っております。それでは議事に移りたいと思います。</p> <p>それでは、議事順位第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。番号1から2まで事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案の前に申し訳ありませんが、議案第3号と議案第4号の資料番号が前後しています。また、参考資料位置図のページも前後しています。申し訳ありません。</p> <p>2件朗読。</p> <p>1件目、2件目は同一譲受人なので一括して説明いたします。隣接する住居を購入するにあたり、併せて申請地を買い受けるものです。番号2は新規就農をするために申請地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件について譲受人は新規の農地取得ですが、耕作をするにあたり必要な農機具を購入する予定で、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考え</p>

	<p>えます。以上の通り農地法第3条、第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ちょっと訂正があります。2番の下のところ、理由の「譲受人の申出による」ではなくて「借受人の申出による」に訂正をお願いいたします。使用貸借ですので、借受人ですよ。</p> <p>これは現地調査はないですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
議長	<p>新規就農ですので、現地調査はやっておりません。委員のみなさんより何かご意見ございましたら、お願いします。1番で967㎡しかないので、多分、父親か何かだと思んですけど2番、使用貸借で借りて1000㎡をクリアをしたという事になります。そのようにご理解いただけたらというふうに思います。</p>
6番	<p>2番の254㎡は第3条要件になるんですか。</p>
議長	<p>なります。</p>
6番	<p>第3条要件になるんですね。</p>
議長	<p>これ足したもので1000㎡越えるから。</p>
17番	<p>現地調査しましたよね。</p>
議長	<p>現地調査はありません。新規就農者ですから。</p>
17番	<p>1番。駐車場のところ。</p>

議長	これは別件の、第5条の方が次に出てきますので、こちらでは現地調査は行きません。ご意見等ないようでしたら採決に移りたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決をいたします。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定をいたします。 続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 申請地は、●●●●●から北東へ1.8kmの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請人は市内に居住する自営業の方です。隣接地を自宅兼英語塾として活用するため、申請地を取得し自己用及び生徒用駐車場6台分を設置するものです。また、平成15年頃に農地法の許可を得る事なく駐車場を設置され、今日まで利用されております。このことに対するお詫びと今後、農地法を順守する旨の始末書が提出されております。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。
17番	17番、馬屋原です。11月7日に会長、それと伊藤太一委員と私で、事務局2名の4人で現地調査をいたしております。場所は今ありましたように、資料ナンバー3の通りで、●●●●●の所から入って行ってちょっと入った所に申請地があります。そこは既に駐車場と言いながら普通のバラスを置いて使っているような状態ですけども、まだ農地が残ったままの状態ですので、全部が駐車場にはなっていませんけども、一応分間図等と比べて確認いたしました。「そんなに問題ないな」という事で一応「この件につきましてはいいだろう」という事で帰ってきました。以上です。
議長	ありがとうございました。それでは地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。

2 2 番(推進委員)	地元委員の山縣です。今、馬屋原委員さんが言われたように別段問題ないと思いますのでよろしく願いいたします。
議長	委員のみなさんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。「はい」の声) それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定をし常設審議委員会に附します。 それでは続きまして議事順位第3 議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請についてを議題といたします。1番から4番までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	4件朗読。 1件目。所在地は、●●●●●です。申請者死亡のため●●●●さんから妻の●●●さんに変更したいという申請です。 2件目。所在地は、●●●●●です。資材置場を設置する計画ですが、時間がなく着手できなかったため、令和2年9月28日まで延長したいという申請です。進捗率は0%との事です。 3件目。所在地は、●●●●●です。田としての耕作管理が困難との理由で残土等の盛土による造成の計画ですが、造成用の土が予定通り確保できなかったため、令和2年9月30日まで延長を申請されたものです。進捗率は15%との事です。 4件目。所在地は、●●●●●です。田としての耕作管理が困難との理由で残土等の盛土による造成の計画ですが、造成用の土が予定通り確保出来なかったため、令和2年9月30日まで延長を申請されたものです。 以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。地元委員さん、いらっしゃいましたら1番、2番、そして3番、4番は同じ所のようにございますので、報告をお願いします。1番。長登です。1番はご主人が亡くなられたのは事実なんですよ。1番は●●ですよ。では、2番。●●。
4 番(推進委員)	確認に行っていません。
議長	進捗率0なので、全く手が付いていないと思いますけれど、草刈り等で周りに迷惑をかけているようだったら、確認をして注意をし

	ていただけたらと思います。
4 番(推進委員)	確認してみます。
議長	3 番、4 番。●●。
1 6 番	1 6 番、伊藤です。3、4は同じ位置でございまして、書いてある通り、1 5はどうかという程度の進み具合です。多分、次の年度には延長が出るんじゃないかというふうに私自身は思います。以上です。
議長	ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。(「はい」の声) それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定する事に賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は原案の通り決定をいたします。 それでは議事順位第4 議案第4号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	1 件朗読。 申請地は、●●●●●から北東へ2. 4 k mの位置にある農用地区域内農地です。資材置場を設置するための除外申請です。 以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。
1 7 番	同じく1 7番の馬屋原です。この場所は今、ありましたように資料ナンバー4、紙面にもありますように、山中に●●●●●の●●●●●●と言いますか、採掘場があるんですけども、そのこの工場の道を挟んで真反対の農地を埋め立てて、それを鋼材や資材置場にしようとして、工場をどうも建て替えると言いますか、一部全部やりかえるようございまして、その資材の割譲とあるいは資材を置いて、

	<p>ここは駐車場か何かいろいろ使うんでしょうけども、今後はそういうふうな目的のために農地を購入して資材置場にしようという申請だと思います。全体的に隣はもう高速道路ですし、挟まれている水もそこしか取らないようなものでございますので特段問題は無いと思います。ちょっと残っているので、「それは購入されたら」というような事は言っておきましたけど、それ以外問題は無いと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
6 番(推進委員)	<p>推進委員の大石です。この地権者の●●●●さんは元々、●●の基盤整備の代表だったんです。しかし、ここだけは番地が別なんで基盤整備が除外された。だからと買い手があったという事で、事前に相談を受けました。今、馬屋原委員が言われたように特に問題ございません。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして、原案に対して当番委員の報告による協議結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は協議結果を附して市長の方に送付いたします。続きまして議事順位第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。 今回、全体で18筆ございまして、全体面積が27,108㎡でございます。貸し手が11名、受け手が3名でございます。内訳につきましては、4ページ目をご覧くださいと思います。公告番号1番につきましては機構を通しまして農事組合法人 ●●●●●へ。2番から10番までが機構を通しまして農事組合法人 ●●●●●へ貸されます。また11番につきましては、●●様は親子でございますが、息子が父親の田を借りて耕作される予定でございます。農業経営基盤強化促進法第18号第3項の要件、農用地の利用計画が利用方法に適合する事、農用地を効率的に利用して耕作する事、耕作に必要な農作業に常時従事する事の利用計画要件を</p>

	<p>満たしていると考えられます。審議の程よろしく申し上げます。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。ちょっと私の方から訂正をさせてもらいたいと思います。1ページ目、受け手3になっておりますけど、これ2です。まだ農事組合法人は来月、多分、公社の方から渡るようになると思いますので、1番から10番までは全部公社の方に渡りますので受け手は2です。それで、出し手の方はよろしゅうございます。そういうふうに訂正をしていただきたいと思います。来月は逆に公社の方から組合法人の方に渡るようになると思いますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第5号につきまして、原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第5号は原案の通り決定いたします。</p> <p>それでは続きまして、議事順位第6 報告第1号 公共工事に伴う転用の届出についてを議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>所在地は、●●●●●●●●●●から北西に3.8kmの位置にある、田5筆、畑1筆にため池土仮置き場を設置するものです。令和4年6月30日までの一時転用です。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。</p>
16番	<p>16番、伊藤です。現地はこれから●●の方へ向って行きますと、●●●●●の前の線路を横切って、●●●●●の方へ行きます。●●●●●を過ぎまして2、3分すると●●の東といいますか、そこへ出まして、丁度●●に行く方の県道ですかね。この路線がでございます。それを右に折れまして100mくらいの所に現地がでございます。そこは一番角でして、どうも両端でして、何らここが仮置き場になっても他に影響があるものではないと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。この案件は前にも1回、別件で出ております。</p>

議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。
2番(推進委員)	当日欠席しました。後日確認の結果、委員の報告の通りです。以上でございます。
議長	ありがとうございます。●●に行くとか●●ですけども、●●●に行くと言った方が分かる方が多いのではないかと思います。委員のみなさんより何かご質問等ございましたらお願いいたします。ありませんようなら報告案件ですので終わらせていただきます。それでは、議事順位第7 報告第2号 農地転用現況証明についてを議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。 申請が1筆。昭和初期より宅地として利用され、現在に至ります。 以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。
16番	16番、伊藤です。現地は●●●の方へ向って行きまして、●●●●●の●●がございしますが、そこを右に●●の方に行きまして●●の交差点に出ます。●●の交差点からおよそ100mくらい右手の所にこの所ございまして、写真が26ページに出ておりますが、立派な家が建っておるという事で、個人的にはここは圃場整備がしてあるので、その当時当然分かるんじゃないかなという気がするんですけど、そのままになっているという事で、現状からしてどうしようもないのではないかなというふうに思います。
議長	ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。
8番(推進委員)	地元推進委員の佐藤です。当日、現地調査をいたしました。今、伊藤委員さんが言われましたように、該当地は圃場整備を20数年前に入っております。該当地は宅地を圃場整備地帯に宅地を持ち込んでおりまして、それを評価で宅地の面積相当分と田んぼの面積相当分が換地されている。したがって、現況認定の非農用地しかありません。非農地として換地したいと思います。合わせまして、●●●●-●の中に大部分に宅地がもう既に建った状況で圃場整備をされたという事です。換地上は問題で早めに事業等で、宅地にされれば良かったんですけど、そのままという事でございます。以上です。

議長	<p>ありがとうございます。行ってみましたら、宅地になっている部分もございます。ですが、宅地になっている部分には実際にはほとんど建っておりません。家が建っている方がなぜか分かりませんが、換地の時に田というふうに換地されて登記がされているものですから、ちょっとみんなでおかしいなと最初は逆かなと思って見ていたら、実際に家の建っていない方が宅地になっていて、家の建っている方が田になっているという事でございます。昭和初期に建ったという家もきちんとした資料が残っておりまして、間違いないというふうに確認はしてまいりました。委員のみなさんより何かご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは、報告第2号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして、議事順位第8 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p> <p>先にお断りをしておきますけれど、私の分も出ておりますけれど、ここでこのまま議長を務めさせていただきます。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>今回2件。農事組合法人 ●●●●●、有限会社 ●●●●●より報告書の提出がありました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査いたしましたところ適正でありました事をご報告申し上げます。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさんから何かご質問等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。特に発言がないようでございますので、報告第3号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、その他の方に移りたいと思います。農業相談日の状況について当番委員より報告をお願いいたします。</p>
14番	<p>14番の縄田です。当日、農業相談日11月12日に相談がありました。最初から言うと2件ほどございました。</p> <p>まず、1件は●●●●●さんという方から相談がありまして、●●さんは現状今7反くらい作っておられるそうです。7反の中で、半分以上は基盤整備されていますが、基盤整備されていない方側の田に水が来ないと、それが基盤整備されている方から県道をまたいでというか、地下、昔の土管が15センチくらいですか、を通過して基盤整備をされていない方側の田に来る予定だったそうです。基盤整備をされる途中においても水が全然来ないという状況が続いておりまして、基盤整備が完了した後「いざ水が行くよ」と思ったら水が入らないと、土管を竹で突いても向こうまで貫通しないという事で、もう水が来ないような状況でどうしたらいいんだろうかという話の相談です。うちとしたら美祢市の農林課を通じて、県の方、県道だから県道の地下を掘ってやってもらったら、多分お金がないだろうからやらないという話で、相談を一応してもらったと。もう一つは、旧来家がある方側に水路がずっと上から来ていたそうです。それは住宅の縁を通過して来ていたんですが、全く水がここ何年も来た事がないと、水路の形は残っているけど水が来</p>

た事ない。もう一点は、●●●があるそうです。その自分の田の上に、●●●の●●●●●の下を暗渠で入っていた水が山水がそれを出て、水が来ないと言っている田のすぐ側を通過して●●●に流れる。その溝から出る水はその田にしか当たらない。よそにはもう行かない。捨て水ではないけれど、●●●に流れ込んでいる。農業委員会としては、事務局の方でいろいろ調べてもらったんですけど、下流水利も何も水利権がないようで、そこだけになっているという事で、塩ビのパイプか何か通して常に水が流れているから、それを取られたらというようなアドバイス。それを取ってもいいよというのではなく、誰にも迷惑がかからないからそれを利用されたらどうですかという話で一応終わりました。この件については以上です。

次に、●●●●●ですけど、●●さんという方の相談です。女の人なんですけれども、息子さんが●●●●●の裏、●●●●●がありますけれども、あの裏の方に団地の一角と言いますか、農地を1000㎡ほど買いたいという事で、もう既に手付金を払い込んでいるという事で登記をしようと思ったら、1000㎡は非農家と言いますか、非農者と言いますか、農家ではない方は取得できないという事でどうしたらいいかという相談です。その1000㎡が全部農地になっているもので、司法書士の方に聞かれたら500㎡は宅地としての許可は出るけれど、あとの500㎡は取得できないという話になりました。どうしたらいいだろうか。という事で来られましたけど、500㎡は司法書士さんの言われる通り購入されたらという事で、1000㎡分のお金は払っているんだけどもという話で、残りの500㎡についてはどうしようかという話になって、持ち主がドイツにおられるそうです。ドイツで永住権を取られたという事で、もうほとんど帰って来られないという話でした。その土地は所有者がドイツに住んでおられて荒地になるという事がございますけれど、そこは親戚、従兄になると言っていますけれど、私達、農業委員会としては無断借用というわけにはいきませんが、管理してあげるからという事で納得してもらってはいます。詳しい事は宇部の公証役場の方でいろいろな手続き、遺産相続の事もありまして、本人はドイツにいますので、相続としての手続き、そういう事はどうなるかどうかという事で、国内法じゃなくて海外も含めてそういう話もありますので、公証役場へ行って昔の弁護士とか検察官とか裁判員とかもう退職された方のプロがいらっしゃいますから、相談されたらという事で帰っていただきました。それ以上の事は私達はアドバイスができませんでしたが、●●の方では新規就農をしても3000㎡、下限面積が3000㎡ないとできない。だから親戚同士で、●●の方で500㎡を買いたかったら、あと2500㎡を先程ありましたよね、借りて1000㎡になったという。だから2500㎡を借りておいて、それを取得するという案もありますけど、そういう土地はないという話で、そういう事で話が終わりまして、司法書士さんにもいろいろありましたから、それにも話をしてみるし、公証役場にも話をしてみようという事で帰っていただきました。以上です。

議長

ありがとうございました。今後の案件ですが、もう一つ手法がございます。自分がその農地を取得できるまでの間、仮登記という登記を置く事ができます。仮登記の場合は条件が付きます。3条許可が出るまで、農地として取得ができる条件ができるまで、私の仮登記を付けておきます。というので、名前を入れておく事ができます。仮登記が付いている所は、仮登記者の許可と言いますか、

	<p>承諾がない限り売買も出来ませんし、抵当権の設定もできません。仮登記者の地番の権利者となります。そういうふうな方法もあるという事をみなさんご周知していただいたら何かの時の参考になると思います。あと、500㎡という面積にこだわっておられますけれど、農地法上、非農家であるから500㎡以下でなければいけないという法律は何処にもありません。山口県の申し合わせ事項で、概ね500㎡という許可要件でございます。農家住宅であれば概ね1000㎡という許可要件でございます。これもみなさん参考までに覚えておいていただいたらと思います。農業委員として覚えておく必要がある問題ではないかと思ひます。以上でございますけれど、今の相談日の報告に対してみなさんの方よりご意見等ございましたらお願いいたします。なければ終わらせていただきます。ご苦労さんでございました。</p> <p>それでは委員のみなさんの方より何か提案、発言等ございましたらお願いいたします。なければ事務局より今後の日程等についてお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは今後の日程についてお知らせをいたします。次回の総会ですが12月12日木曜日、午後2時から開催いたします。また、農業相談は、12月10日火曜日、美祢地区は萬代委員さん、美東地区は伊藤美和子委員さん、秋芳地区は武藤委員さんをお願いしたいと思います。現地調査につきましては12月5日木曜日、武藤委員さん、縄田委員さんをお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>号令</p> <p>午後3時00分閉会。</p> <p style="text-align: center;">議事録は正確なることを認め署名、押印する。</p> <p style="text-align: right;">令和元年11月15日</p> <p style="text-align: right;">議長 _____</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____</p>

--	--

--	--

